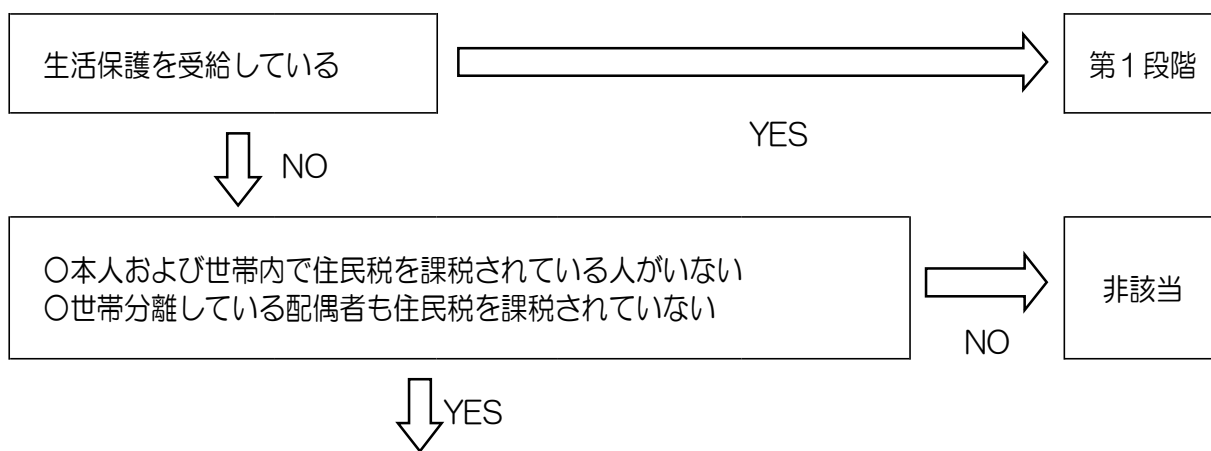


介護保険負担限度額認定とは

介護保険負担限度額認定とは、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）等やショートステイを利用する方の食費・部屋代の自己負担額を、世帯の課税状況や本人および配偶者の預貯金などにより、「申請」に基づいて軽減する制度です。したがって、「申請」をすることにより、自己負担額が軽減される場合があります。なお、認定証には有効期限（毎年7月31日）があり、更新が必要です。

●負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記太枠の「第1段階」から「第3段階②」に該当する人です。



利用者 負担段階	収入状況の要件 ※1		預貯金等の資産要件	居住費等				食 費	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室 ※2	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金を受けている人		単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	住民税非課税世帯全員が	合計所得金額+年金収入額が80万9千円以下	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①		合計所得金額+年金収入額が80万9千円超120万円以下	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②		合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※注 預貯金等が要件の金額を超える場合、「非該当」となります。

※1 世帯…世帯分離をしている配偶者を含みます。

年金収入額…課税年金の他に非課税年金（遺族年金・障害年金など）を含みます。

※2 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

（裏面につづく）

●「預貯金等」について

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

預貯金等に含まれないもの	※負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などで確認) また、価格評価は、申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。
生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など	
絵画、骨董品、家財など	

●注意事項

必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。虚偽の申告により不正に軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金(負担軽減額と併せ最大3倍の額)の納付を求めることがあります。

●申請に必要なもの

- ☐ 介護保険負担限度額認定申請書(表・裏の両面に記載してください。)
- ☐ 本人および配偶者の印かん(申請書裏面の同意書欄で必要になります。)
- ☐ 本人および配偶者の預貯金等の通帳の写し(上記の「預貯金等について」を参考にしてください。)
 - ※ 写しは、① 口座残高ページ 及び ② 表紙裏の見開き1ページ(口座番号・名義人・支店名等が確認できる部分)の両方が必要です。定期預金がある場合には、該当のページの写しもご用意ください。
 - ※ 通帳の写しは、申請日の二か月以内の残高が分かる物が必要です。二か月以内に通帳に記帳をしていない場合は、記帳をしてください。

●お問い合わせ先

藤岡市役所 介護保険課 0274-40-2292(直通)